



セーブ・ザ・チルドレン まなび・体験ファンド

募集要項

申請締切：2023年5月31日（水）

2023年4月
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

もくじ

1. はじめに	2
2. 本ファンドの概要	2
3. 対象となる団体	2
4. 対象となる事業	2
5. 申請要件	3
6. 採択団体数	4
7. 支援内容	4
8. 助成対象事業の実施期間	5
9. 選考方法	5
10. 選考基準	5
11. 申請手続	5
12. スケジュール	6
13. 留意事項など	6
14. お問い合わせ先	6

1. はじめに

セーブ・ザ・チルドレンは、子ども支援活動を行う、民間・非営利の国際組織です。現在、日本を含む世界約120ヶ国で子ども支援活動を展開しています。日本では、1986年にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが設立され、国内外で、行政・地域と連携し、子どもたちとともに活動を行っています。国内では、子どもの貧困問題解決や子どもの権利を社会に広げるための事業のほか、災害時の緊急・復興支援を通して、子どもの権利を保障する活動を行っています。

子ども期に、学習に限定されない幅広い「まなび」や豊かな体験活動を経験することは、子どもの主体性や社会性を高めたり、心身を育んだり、自己肯定感を培う上で重要です。しかし今、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や相対的貧困の拡大によって、子どもが日常から離れた場で未知の体験をしたり、さまざまな大人や友だちと触れ合い、多様な人間関係を持ったりする機会が減っています。特に、経済的に困難な世帯などにおいてはその傾向が際立っており、今「体験格差」がより顕著になっています。

このような状況を踏まえ、セーブ・ザ・チルドレンは、子どもに向けてまなび・体験の機会を提供する地域の非営利団体を応援する「セーブ・ザ・チルドレン まなび・体験ファンド」を2023年から開始しました。本ファンドを通じて、子どもたちが夏休みの期間に遊びや活動、新しいもの、未知のものに触れたり、まなんだりする機会をより多く実現し、子どもの育ち、まなび、遊び、参加などの基本的な権利が守られることを目指しています。

2. 本ファンドの概要

日本国内の子どもたちに向けてまなび・体験の機会づくりに取り組んでいる地域の非営利団体を対象に、事業実施のための資金助成と、団体の活動において子どもの安心・安全を守るための研修を行います。選定の際には、子どもの権利条約（下記参照）に基づき、子どもが主体となって企画を考え実践する活動や、子どもの意見が聴かれることを重視していきます。

【子どもの権利条約（抜粋、民間訳）】

第12条（意見表明権）

1. 締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。

第31条（休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加）

1. 締約国は、子どもが、休息かつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに文化的・生活および芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、子どもが文化的および芸術的生活に十分に参加する権利を尊重かつ促進し、ならびに、文化的、芸術的、レクリエーション的および余暇的活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

3. 対象となる団体

特定非営利活動法人（NPO 法人、認証・認定）、一般法人（非営利型）、公益法人、社会福祉法人、任意団体などの非営利団体を対象とします。

※法人格未取得でも対象となりますが、申請時点で、過去 1 年以上活動の実績があることを原則とします。

※国、地方自治体、宗教法人、個人、営利目的の株式会社・有限会社、一般法人（営利型）、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は除きます。

4. 対象となる事業

（1）活動の内容

子どもが遊び・活動や、新しいもの・未知のものに触れたり、まなんだりすることで、子どもの権利保障が期待される事業を募集します。ここでの「まなび・体験」は、広い意味で使っており、「学習」の場に限定しません。

その中でも特に、以下の取り組みを重視します。

- 子どもが保護者の経済状況、障害の有無、言語的障壁などによって参加の可能性を阻まれることなく、平等にまなび・体験の機会を得られること
- 子どもが主体となって企画を考え実践する活動や、子どもの意見が聴かれること

<対象事業のイメージ（例）>

- 子どものエンパワメント活動—子どもを主体として、子どもたち自身が企画したイベントなどを実現するための活動や、子どもが自分の権利について知る活動、潜在力を引き出すためのエンパワメントにつながる活動
- 自然体験活動—自然の中での野外活動、フィールドワークを通じた環境教育、身近な自然の探究活動、生き物の世話や触れ合い体験など
- 交流活動—幅広い年齢層の子どもたちとの交流体験や学びあい体験、特色が異なる地域・文化間交流、他者とのかわりが少ない子どもを対象とした交流体験、さまざまな価値観や多様性に触れる活動、子ども同士の遊びを支える活動など
- 科学や芸術などに関する活動—科学分野の知識・体験を深める活動、子どもの感性を育むような芸術の鑑賞や体験をする活動など
- 社会活動—子どもたち自身のアイデアや提案を活かして行う社会活動、子どもの観点を活かした防災活動など
- 職場・職業体験活動—子どもたちが職業を体験することを通じて、働く意義や目的を探究する活動、地域の事業所や商店などでの職業体験など
- 夏休みの学習・自由研究サポート活動—自由研究などの夏休みの宿題をサポートするような活動など

※オンラインを利用した活動も歓迎します。その際は、対象者との双方向性があることを条件とします。

※子どもに直接機会を提供する活動を対象としているため、支援者育成や啓発ツール開発・配布のみの活動は対象となりません。

(2) 事業の対象者

子ども（18歳未満）およびその保護者

(3) 参加者募集地域および事業実施地域

日本国内。地域規模・場所は問いません。

5. 申請要件

申請は1団体につき1件までとします。また、申請団体は次の要件を満たすことが必要です。

- 団体の所在地が日本国内である
- 申請時点より前に、1年以上の通常事業実施の実績がある（事業開始が2022年6月以前）
- 反社会的勢力に該当せず、また、関わりがない
- ネットワークビジネス、マルチ商法、宗教、保険、同業者による勧誘などを目的としていない
- 特定の政治団体・宗教団体に該当しない
- 次の事項に同意できること
 - ・助成対象となった場合、団体名や事業内容が公表されることを了承する
 - ・助成対象事業に関する広報や報告において、本ファンドによる助成を受けている旨を表示する
 - ・助成開始後、インタビューや写真・動画の提供依頼に協力する（諸事情により、写真撮影などが不可の場合はご相談ください。）
 - ・感染症などの予防対策を確実に実施する
 - ・子どものセーフガーディング（下記参照）の取り組みに賛同し、実施する
 - ・後日、助成金の活用状況や活動の状況について報告書を提出する。また報告会を行う場合に、発表などに協力する

【子どものセーフガーディングについての取り組み】

子どものセーフガーディングとは、関係者による虐待や搾取など、子どもの権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指す組織的取り組みです。疑念が生じた場合の対応と再発防止も含む包括的なものです。セーブ・ザ・チルドレンは、子どもとの適切な関わりと安全な活動空間を保障することは子どもを支援する団体の大切な役割と考えているため、助成先団体に「子どものセーフガーディング」に関する誓約書の提出をお願いし、セーブ・ザ・チルドレンの主催する研修を受講していただきます。

6. 採択団体数

最大5団体を採択予定です。

7. 支援内容

助成先団体に対し、次のことを行います。

(1) 資金助成

助成予定金額：1 案件 50 万円～150 万円

- 助成率 100%（自団体負担あるいはそのほかの財源なし）の申請も可能です。
- 本助成金は、対象事業に参加する一般参加者から徴収する参加費や、ほかの補助金・助成金、団体の自己資金との併用を可とします。ただし、ほかの補助金・助成金の側で併用不可となっている場合はご利用いただけませんので、申請団体ご自身で十分ご確認ください。また、ほかの補助金・助成金への申請と重複する内容が本助成金への申請予算内に含まれないよう、十分留意してください。事業分の人件費を含む、実施事業に係る経費が対象となります。計上対象となる経費については、申請書類のうち「収支予算書」に記載している注意事項を参照してください。対象事業の実施のために必要な範囲を超える金額あるいは内容と判断される場合は、減額します。
- 申請事業の実施期間の前後（2023 年 5 月 1 日～2023 年 10 月 31 日の間）に支払う準備や精算の費用も、計上可とします。
- 申請事業の目的が変わらない限り、事業の内容の変更を認める場合もあります。その際は、本ファンド事務局へなるべく早期にご連絡いただき、変更の希望理由と内容についてご相談ください。
- 天候不順、災害など、やむを得ない事情により事業を予定時期に実施できない場合は、可能な限り振替実施をご検討ください。
- 助成対象事業を実施できなかった場合や、執行金額が助成決定額を下回った場合は、助成金残額を返還していただきます。

(2) 子どものセーフゲーディング研修実施

関係者による虐待や搾取など、子どもの権利に反する行為や危険を防止し、子どもにとって安心・安全な活動を進めるための取り組みなどに関する研修を実施します。

8. 助成対象事業の実施期間

2023 年 7 月 1 日（土）～9 月 30 日（土）

9. 選考方法

提出書類による審査を経て、助成先を決定します。

必要に応じて、事務局よりヒアリング（訪問、オンラインミーティング、メール、電話）をさせていただく場合があります。

全申請団体にメールにおいて選考結果を通知します。また、採択された団体名、事業名、助成額は、セーブ・ザ・チルドレンのウェブサイトなどで公表します。

10. 選考基準

主に次の観点から選考します。

- 子どもの権利実現の視点からみた、申請事業の意義
- 機会の平等（いかなる状況下にある子どもも平等に、参加の機会があること）
- 計画の適切性（実行性のある具体的な計画が立てられていること）
- 運営の妥当性（予算、支出内容、事業の運営体制が適切であること）
- 子どものセーフガーディング・安全対策（事故や病気などの防止や対応のみならず、虐待や搾取などから子どもを守る取り組みがなされること）

11. 申請手続

■ 申請期間

2023年4月20日（木）～2023年5月31日（水）23:59（申請フォーム送信完了時間）

■ 申請方法

下記の申請書類を準備の上、申請用フォーム（<https://form.run/@manabi-taiken>）を通じてご提出ください。

※郵送やメールでの書類提出は受け付けません。

- （1）助成申請書 <指定様式>
- （2）収支予算書 <指定様式>
- （3）団体の定款 ※定款がない場合は、定款に相当する団体規約・規程など
- （4）団体の直近年度の決算書（注記などを含む完全なもの）および活動報告書

12. スケジュール

2023年4月20日～5月31日	申請期間
6月	審査
6月下旬以降	審査結果通知
6月下旬以降	助成契約締結、助成金振込
7月上旬	子どものセーフガーディング研修
7月1日～9月30日	助成対象事業 実施期間
活動終了後60日以内	完了報告書（事業・収支）提出

13. 留意事項など

■ 個人情報の取り扱いについて

申請書類に記載いただいた代表者および申請事業担当者の氏名、役職、連絡先、電子メールアドレスなどにつきましては、「個人情報保護に関する法律」に則り個人情報として厳正に管理し、下記の目的に限り利用します。

- （1）申請内容の審査および審査結果の通知

(2) 助成決定後の諸手続のための連絡

(3) 当団体内の管理業務

(4) 当団体主催事業・イベント、および助成先団体の活動・運営に関連する参考情報の案内

- 助成先団体の組織概要や活動状況などをセーブ・ザ・チルドレンのウェブサイトなどにおいて公開します。事務局より、インタビューや、写真・動画の撮影許可または提供をお願いすることがありますので、特別な事情がない限り、ご協力をお願いいたします。
- 助成開始後、事務局スタッフが、活動現場や団体事務所の訪問をさせていただくことがあります。また、事業の進捗確認や、事業終了後に提出いただく報告書の内容および実施結果を確認するための会議などを実施させていただくことがあります。いずれも、詳しい日程などは助成先団体と相談の上、調整させていただきます。
- 助成対象事業の内容によっては、助成先団体の了解を得た上で、セーブ・ザ・チルドレンから対象となる子どもや保護者に対し、参加呼びかけなどの案内を発信することがあります。

14. お問い合わせ先

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 国内事業部 地域 NPO 支援事業

担当者：瀬角（せすみ）・庄司（しょうじ）

Email: japan.cn@savethechildren.org

TEL : 03-6859-6869（平日 9 時半～18 時）

※お問い合わせは原則としてメールにおいてお願いいたします。電話の場合、回答にお時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

※ご申請前のお問い合わせ・ご相談を受け付けます。お問い合わせ・ご相談の内容を簡単に記載したメールをお送りください。担当者より折り返しご連絡を差し上げます。

以上